



軽度者に対する福祉用具貸与
(例外給付) に関する Q&A



四 條 畷 市
令和6年4月版

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）に関する Q&A

（令和6年4月版）

四條畷市における軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）の取り扱いについてお示しします。

問1

軽度者に対する「指定（介護予防）福祉用具貸与理由書」（以下、理由書という。）を四條畷市に提出した際、いつから算定できるか。

（答）

窓口または郵送により提出された理由書の内容確認を行い、理由書の内容が適当と保険者が確認した日から算定可能です。原則、高齢福祉課が理由書を受理した日となります。

ただし、福祉用具貸与開始予定日は、医師の医学的所見を入手し、サービス担当者会議で検討した日と同日または、その日以降となります。

***注意*理由書の提出を忘れた場合、給付費の算定ができない可能性があります。**

問2

福祉用具貸与開始予定日までに認定結果が出ない場合、福祉用具貸与を利用することは可能か。

（答）

認定結果が出ていない場合は、暫定ケアプランを作成し当該福祉用具を位置付ける必要があります。

なお、暫定ケアプランの場合であっても、主治医の医学的所見及びサービス担当者会議の開催が必要であり、理由書の「申請中のため見込み」欄にチェックを付して、事前に提出してください。保険者確認日以降に貸与を開始することができます。

ただし、認定確定前であるため、認定結果が見込み違いとなった場合や、死亡や転出等による資格喪失により保険給付を遡及して受けられなくなる場合など、利用者に自己負担が生じる可能性について必ず説明してください。

問3

問2の事例で理由書を「見込」で提出した場合、認定結果の確定後に理由書の再提出は必要か。

（答）

改めての提出は不要です。

ただし、認定結果確定後に新たに貸与品目が追加される場合は再提出してください。（問4参照）

問4

理由書提出後に貸与する福祉用具を追加（変更）する場合は、理由書の再提出は必要か。

（答）

貸与品目を追加または変更する場合は、貸与開始前に再提出してください。

ただし、目標が変わらず同一種目で変更する場合は再提出不要です。

問5

例外給付による貸与を開始している利用者が、更新時期となった。更新後も継続利用する必要がある場合、理由書の再提出は必要か。

(答)

更新後の要介護状態区分が軽度者に該当する見込みの場合は、再提出してください。

問6

転入前の市町村で例外給付の確認を受けていた場合でも、四條畷市に理由書の提出が必要か。

(答)

保険者が書面等により確認する必要があるため、改めて四條畷市に理由書を提出してください。

問7

福祉用具の例外給付にあたり、サービス担当者会議を開催したが、緊急だったため、主治医の意見聴取が間に合わなかった。サービス担当者会議開催後に主治医の意見は聴取したが、例外給付の対象となるか。

(答)

主治医による医学的所見に基づき、厚生労働省告示に定める状態像に該当することが確認された場合に、サービス担当者会議によりその必要性を判断することが、例外的給付の要件となります。そのため、主治医による医学的所見が確認されないまま、サービス担当者会議を開催した場合は、例外給付の対象となりません。

また、主治医からの意見聴取については、文書のほか電話等での聞き取りでも可能です。どうしても主治医から直接聴取することが困難な場合は、病院のケースワーカー等を介して主治医の意見を聴取し、その旨を支援経過に記録するようにしてください。

また、主治医による医学的所見の確認はとっているが、サービス担当者会議を開催していない場合も例外給付の対象となりません。

問8

主治医による医学的所見では、厚生労働省告示における例外基準の類型に該当しないと判断されたが、サービス担当者会議においては福祉用具貸与が必要であると判断された。この場合は例外給付の対象となるか。

(答)

例外給付の対象となりません。

問9

主治医意見書を作成した主治医と異なる医師から医学的な所見を聴取してもよいか。

(答)

例外的貸与基準の該当性及び当該利用者の具体的状態像を判断できる医師であれば、異なる医師から聴取可能です。